

# 青森県報

号外第九十五号

平成十九年  
十二月十日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) 一

## 告 示

青森県告示第八百四十号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川〓笹内川	水源かん養保安林	一、三九八・一七
岩木川下流	"	五一九・七二
岩木川上流	"	一、〇八六・六八
平川	"	五三九・七六

浅瀬石川	"	六八四・一六
今別川〓蟹田川	"	一、〇一一・七九
青森地区	"	八二二・七三
下北東部	"	一、二二〇・四三
下北西部	"	九六七・三一
上北地区	"	一四四・八三
七戸川	"	五七三・一三
奥入瀬川	"	六三九・二六
馬淵川下流	"	八九四・八二
新井田川	"	一六〇・五〇
中村川〓笹内川	土砂流出防備保安林	一七五・五九
岩木川下流	"	三〇五・三〇
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川〓蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一五九・二八
下北東部	"	一四九・四六

西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
防風保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"
三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二二	二二・一八	六・二〇	六・一四	〇・一八	九六・八七	九一・四〇	一・二四	七九・三二	二二・四四

東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	十和田市	三沢市	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町
"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇二・九四	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四八	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	三・〇八	一五・九四	一二五・七一	二・八六

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	むつ市	下北郡大間町
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八七・六八	一五五・六二	八・六四	四・六六	一・九六	三一・一〇	三・二六	二・四三	二・八〇	〇・三八	一九・〇三	三・六〇

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭